別紙

補助金に消費税額を含める場合の確認事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業実施主体における消費税納税の取扱い | 該当に○ | 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等の確定後の手続 |
| 基準期間の売上高 | 基準期間（課税期間の前々年（事業年度））の課税売上高が1000万円以下 | 免税 |  | 不要 |
|  | ①前年（事業年度）の前半6ヶ月間の課税売上高が1000万円超、又は②届出により課税事業者を選択 | 課税 | 課税の該当欄へ |  |
| 新規開業又は設立 | 新規開業又は設立のため課税期間に係る基準期間がない | 免税 |  | 不要 |
|  | 相続による事業承継・法人の合併又は分割 | 課税 | 課税の該当欄へ |  |
| 事業年度開始の日における資本金又は出資額が1000万円以上の法人 | 課税 |  |  |
| 地方公共団体の一般会計 | 地方公共団体が事業実施主体であり、かつ、一般会計予算で実施する場合は、課税標準額（課税売上の税抜き額）に対する消費税額等と仕入控除税額等が同額とみなされる→納付税額0円 | 申告義務なし |  | 不要 |
| 簡易課税制度選択 | 課税売上に係る消費税額から課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じた額を控除した額が納税額となる。 | 補助金に係る消費税仕入控除なし |  | 要綱別記第5号様式提出 |
| 一般事業者（企業、個人等） | 課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95％以上 | 全額控除（課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額の全額を控除する） | 補助金に係る消費税仕入控除あり（全額） |  | 要綱別記第5号様式提出補助金返還 |
| 課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満 | 課税売上に係る消費税額から課税売上に対応する部分の課税仕入に係る消費税額のみを控除 | 一括比例配分方式（課税仕入に係る消費税額を課税売上割合で按分し仕入控除税額を計算する方式） | 補助金に係る消費税仕入控除あり(調整額) |  | 要綱別記第5号様式提出補助金返還 |
| 個別対応方式（課税仕入れに係る消費税額を3つに区分し仕入控除税額を計算する方式） |  |
| 国、地方公共団体、公共・公益法人、人格のない社団等の仕入控除税額の計算の特例が適用される事業者 | 課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95％以上 | 課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額の全額を控除 | 特定収入割合が5％超 | 仕入控除消費税額の調整計算が必要（課税仕入に係る消費税額の全額から特定収入に係る課税仕入等の税額を控除） | 補助金に係る消費税仕入控除なし |  | 要綱別記第5号様式提出 |
| 特定収入割合が5％以下 | 仕入控除消費税額の調整計算は不要→全額控除 | 補助金に係る消費税仕入控除あり（全額） |  | 要綱別記第5号様式提出補助金返還 |
| 課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満 | 課税売上に係る消費税額から課税売上に対応する部分の課税仕入に係る消費税のみを控除 | 特定収入割合が5％超 | 仕入控除消費税額の調整計算が必要（課税売上に対応する課税仕入に係る消費税額から特定収入に係る課税仕入等の税額を控除） | 補助金に係る消費税仕入控除なし |  | 要綱別記第5号様式提出 |
| 特定収入割合が5％以下 | 仕入控除消費税額の調整計算は不要→一括比例配分方式又は個別対応方式 | 補助金に係る消費税仕入控除あり(調整額) |  | 要綱別記第5号様式提出補助金返還 |

※「該当に○」欄の１ヶ所だけ○を記入してください。